

次亜塩素酸水に関する一部ネットニュース報道記事への弊社の見解について

日頃弊社、DRGMIST シリーズの製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。改めましてここにお礼を申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルスを含む世界的な疫病リスクにおいて様々な直接的な被害、または間接的な被害・影響を被っている皆様に対して心よりお見舞い申し上げます。

この度、独立行政法人 NITE 製品評価技術基盤機構から公表された次亜塩素酸水に関するファクトシートや日々移り変わる SNS 等に表記されていることに対しお問い合わせをいただいておりますので、公式見解を記載させていただきます。

1. 現時点において、「次亜塩素酸水」の新型コロナウイルスへの有効性は確認されていない。(NITE 等)

「**有効性が確認されていない**」とは、**効果が無いのではなく、効果について評価が確定されていない**ということです。これはあくまでも新型コロナウイルスに対する評価であって、他のウィルス等に対する効果を評価しているわけではありません。

新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会の第4回委員会での報告では、次亜塩素酸水の新型コロナウイルスに対する効果検証試験は国立感染症研究所と北里大学で実施していますが、一定の効果が見られる一方あまり効果が無いという結果もあるため結論が保留され、引き続き検証をするとなっています。また、電気分解で生成した次亜塩素酸水を使用し、有効塩素濃度も食品添加物の範囲内で検証されているため、今後高い有効塩素濃度の検証がされれば明確になると思われます。

2. WHO の見解について

「COVID-19 について、噴霧や燻蒸による環境表面への消毒剤の日常的な使用は推奨されない」とする。さらに、「消毒剤を人体に噴霧することは、いかなる状況であっても推奨されない。これは、肉体的にも精神的にも有害である可能性があり、感染者の飛沫や接触によるウイルス感染力を低下させることにはならない」としている。

まず、ここで言う消毒剤というのは、そもそも次亜塩素酸ナトリウムのことであり**次亜塩素酸水のことではありません**。弊社としても次亜塩素酸ナトリウムの空間噴霧は残留性もあり、噴霧器も壊れるので**推奨していません**。食品添加物だから噴霧しても安心というメーカーもありますが、次亜塩素酸ナトリウムや塩酸を薄めたからといってそのまま噴霧するのは**大変危険な行為で弊社では推奨していません**。アルコール消毒液に至っては防爆の関係で噴霧することすら出来ません。

3. 次亜塩素酸水の空間噴霧について

空間噴霧については確立した評価方法が存在しておりません。 DRGMIST は評価方法が確立されていない中で様々なエビデンス、安全性データを多数取得しています。既に 80 万 L 以上（ジーミストシリーズ）、業務用として環境清掃・空間衛生として使用されていますが、人体への影響に対しての報告は 1 件もございません。 厚生労働省（薬機法）の意向に沿って、データの公表は控えておりましたが、NITE 等の発表を踏まえ、希望者（医療関係者）には開示致します。 下記のサイトでご覧頂けます。

<https://jsha2020.or.jp/> （一般社団法人 日本空間衛生協会）

◎ 近々の参考資料と致しましては『新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会』におきましては**国立感染症研究所の実験結果は 99.9%以上抑制しています。検討委員会も有効と判断しています。**（抜粋画像をご確認ください。一般にも公開されている議事録です）

製造元のユニトライク社は元々建設業で、工事現場の仮設トイレの消臭を行うために 10 年以上前から次亜塩素酸水を使用していました。その消臭効果が話題になり、インバウンドで外国人観光客が増えたホテルや交通機関の臭いの問題、公共トイレや喫煙所の消臭、病院や介護の現場でもカートに噴霧器を載せて空間に次亜塩素酸水を噴霧しており、様々な現場の除菌消臭作業として使用されています。弊社とは 3 年前より提携し DRGMIST を製造しています。水道水を加湿器に入れてレジオネラ菌を発生させるぐらいなら、水道水の代わりに DRGMIST を入れる動物病院・歯科医院様は多数ございます。

次亜塩素酸水の主成分である有効塩素（塩素、次亜塩素酸、次亜塩素酸イオン）歴史的に古く、様々な形で現在までに浄水場やプール等、生活に密着した場所で多数使用されています。日々皆様が口にする水道水にも有効塩素が含まれており、もし仮にこれらに除菌力がなかったり人体に有害であったりするのであれば、毎日水道水を飲むことで健康被害が多数確認され使用中止となるはずです。インフラにも日々使用され、様々な現場で適用されている有効塩素の効果と安全性を改めて認識いただいた上で、ご使用いただければ幸いです。

以上でございます。

追伸

2020年6月2日に経済産業省が一部内容の訂正等を行い、弊社の見解と、ほぼ同等の内容となって認められておりまることご報告致します。

以下リンク先です

https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200529005/20200529005.html?fbclid=IwAR3N2M2Y0gAkk2YpWZzOrLNCySRgc6w_2YXfw70_fjn_9KhT6errkXdR-dA

以上